

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る スポーツ少年団活動について

本件につきまして、11月28日(土)に発表したものから一部内容が変更となりました。引き続き下記事項を遵守したうえでのスポーツ少年団活動にご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**11月28日(土)以降のスポーツ少年団活動の自粛要請は行わない。
ただし3密(密閉・密集・密接)の防止、手指消毒、適切な換気を行うなどの
新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底し、下記事項を遵守したう
えで実施すること。**

1. スポーツ少年団活動再開にあたっては、十分な準備運動を行うなど、団員の身体的な負荷を考慮した活動を段階的に行っていくなど、怪我の防止に十分に留意すること。
2. 群馬県や各競技団体で作成しているガイドライン等を参考に、各競技特性に応じた感染防止対策を講じたうえで活動を行うこと。
3. 県外における「合同練習」や「練習試合」、「大会」等については、自粛を解除する。
ただし、直近1週間の感染者数が人口10万人あたり10人以上の都道府県(関東地方では5人以上の都県)での「合同練習」や「練習試合」、「大会」等、またその地域から県内へ受け入れて行う場合については、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にお願いします。
(北海道、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、高知県、大分県、沖縄県)
4. 宿泊を伴う活動については、自粛を解除する。
なお、上記都道府県での宿泊は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にお願いします。
5. 今後新型コロナウイルス感染拡大により、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に示されている警戒度が引き上げられた際は、各活動の中止や自粛を求める可能性がある。

令和2年12月12日
群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨